

電子行政推進に関する基本方針

平成 23 年 8 月 3 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

第 1 電子行政推進の意義

近年、社会環境等が多様化・複雑化する中、情報通信技術は、現代国家の行政運営に不可欠なインフラとなっている。情報通信技術を活用した行政の電子化によって、行政サービスの利便性を飛躍的に向上させ、国民、企業等の権利の実現や利益の保護を図ることができる。また、行政事務の遂行に関しても抜本的な効率化が図られるとともに、行政の一層の透明化や国民参加の促進にも大きく寄与する。

高齢社会化等が進む中、国民一人一人の事情に対応した、きめ細かい行政サービスを提供していくことが政府の重要な責務となっている。そのような行政サービスの公平かつ確実な提供の実現のため、情報通信技術が貢献するところは大きい。また、必要な行政情報等の国民への迅速な提供、国民のニーズの把握等の手段として、情報通信技術を活用することが極めて効果的となる。さらに、電子行政の推進により、官民含めた我が国の社会・経済全体の活性化が図られ、国際競争力や国際的なプレゼンス等を高めることにもなる。

21 世紀に入り、先進諸国等において電子行政が急速に進展する中、我が国は、高水準の情報通信インフラや情報通信分野の技術力を持ちながら、これまでの取組について、十分な成果が得られてきたとは言い難い。

これまでの取組の反省の上に立ち、電子行政に関する基本的姿勢を転換させ、利用者の視点に立った業務プロセスや制度・業務自体の見直し、行政機関間の情報連携の徹底等により、理念のみでなく、国民がその成果を実感できるようにしていく必要がある。

技術革新による新しい技術やサービスの出現、行政の電子化に伴う高レベルのリスク管理の必要性の高まりなど様々な環境変化に適切に対応するとともに、サービスの安定的、継続的提供の観点等にも十分留意しつつ、国民と行政の新たな関係の構築と世界に誇れる水準の電子行政国家の実現を目指し、電子行政を強力に推進していく必要がある。

第 2 電子行政推進に係る基本的な事項

1. これまでの電子行政に関する総括

電子行政の推進のための取組によって十分な成果が得られていない要因は種々考えられるが、これまでの取組に関する課題を整理すると、概ね次のような事項が挙げられる。

(1) 電子行政推進の目的

電子行政の推進は、行政サービスの利便性の向上、行政運営の効率化等を実現するための手段であり、それ自体が目的となるものではない。これまでの電子行政推進の取組に当たっては、例えば、行政手続のオンライン化について、オンライン化自体が目的となっていたのではないかとの指摘もあるなど、政府内において電子行政推進の本来の目的が十分に認識されず、行政サービスの利用者の視点に立ち、また、費用対効果の観点等を踏まえた取組が十分であったとは言えない。

(2) 電子行政に関する戦略

「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT 戦略本部」という。)決定)以降、IT 戦略本部において、累次の電子行政の推進を含む IT 戦略や計画が立案されてきたが、これまでの電子行政に関する戦略等については、目指すべき電子行政の全体像が必ずしも明確でなく、また、体系的かつ事後評価を前提とした検証可能な目標設定が十分なされていたとは言えず、PDCA サイクルを回し、戦略を着実に実現していくための措置が十分講じられてきたとは言えない。また、戦略に基づく具体的な施策に関しても、各府省からの自主的な登録等に基づく総花的なものとなっていた傾向も見受けられ、戦略の目標を実現する観点から真に必要な施策の立案・整理が十分なされておらず、施策の実現が戦略の実現に必ずしもつながっていないなどの課題があった。

(3) IT 投資

政府による IT 投資については、業務・システムの最適化の取組を実施し、府省共通・個別府省のそれぞれの対象分野について、システムの刷新や業務の見直し等を行い、コスト削減等に一定の成果を上げてきている。その一方、システムそのもののコスト削減が中心となり、利用者視点の取組、業務改革等が不十分との指摘もあり、投資価値の最大化を実現する観点からの IT 投資管理が十分なされてきたとは言えない。

また、政府の IT 投資の全体最適(情報システムの統合・集約化、情報システム間の連携等)、情報セキュリティ確保等の観点から、十分な情報システムの管理がなされてきたとは言えない。

その他、新しい技術やサービスを十分に取り入れることができていない。

(4) 電子政府と電子自治体の連携

利用者視点に立った電子行政サービスを効率的に実現する観点からは、行政サービスの提供主体として、国の電子政府の取組と地方公共団体の電子自治体の取組の間で連携を図り、一体的な取組を進めていく必要があるが、これまで、そのような連携・協力の観点からの取組を進めていく体制が十分整えられてきたとは言えない。

(5) 民間との連携

同様の観点等から、国と地方公共団体の間のみでなく、民間との連携を図る必要がある。電子行政サービス提供に必要な資源のすべてを行政自らが確保するのではなく、サービスの内容等に応じて、民間企業等によって提供されている情報通信関係の先進的なサービスを活用して、行政サービスを提供していくことや、行政が2次利用可能な形式で公開・提供した情報を基に、民間が多様なサービスを提供していくことなどが考えられるが、従来、こうした民間との連携を図る視点が十分備わっていたとは言えない。

(6) 国民への説明、ニーズの把握

行政の電子化のためには予算や人員等の様々な資源の投入等を要することとなり、国民や関係機関等の十分な理解を得つつ取組を進めていく必要があるが、これまでの電子行政に関する戦略や取組、政府によるIT投資等について、訴求力を持って分かりやすく、意義や必要性を説明する取組が十分行われてきたとは言えない。

また、国民等の利用者の電子行政サービスの在り方に対するニーズを把握し、迅速・的確にそのニーズに対応していく姿勢が十分備わっていたとは言えない。

(7) 災害等への対応

我が国に甚大な被害をもたらした東日本大震災においては、一部の行政情報システムや重要データが被害を受け、行政の業務継続への支障が生ずる事態が発生したところであり、災害への対応が十分であったとは言えない。また、国民への情報提供に当たっては、情報通信技術を活用した様々な取組が見られたが、被災地からのニーズや情報等の収集、迅速な情報提供に課題が見られた。

(8) 電子行政推進のための体制

これまでの我が国の電子行政の取組について、必ずしも十分な成果が得られ

ていない要因については、以上に掲げた課題を始めとして、様々な要素が考えられるが、そもそも電子行政の旗振り役であり、かつ当事者でもある政府において、電子行政を推進するための体制が十分整っていなかったのではないか。

我が国の電子行政に関する戦略の企画・立案・推進は、IT戦略本部とその下に置かれた各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議等が担ってきたが、政府として、府省横断的な取組を明確かつ迅速な決定と責任の下に進めていくための統率力・調整力は必ずしも十分に備わっていなかった。

これまで各府省において、CIOの設置、CIO補佐官の設置、PMOの設置等、府省内のIT投資の管理等を行うための体制の整備が順次進められてきたが、現在の体制が十分に機能しているとは言い難い。また、業務プロセスや制度の改革と一体となった取組、府省の枠を超えたIT投資の全体最適、情報システムの相互運用性の確保等も十分行われているとは言えない。情報セキュリティの観点からは、多様化・高度化・複雑化する情報セキュリティ上のリスクなど新たな環境変化に対応するとともに、政府全体での浸透・定着等をより一層進める必要がある。¹

2. 今後の電子行政推進の基本的な視点、方向性

以上の課題を踏まえ、今後の電子行政を推進していくに当たって留意すべき基本的な視点や取組の方向性を整理すると、概ね次のような事項が挙げられる。

（1）利用者視点

行政の電子化は、行政が、サービスの提供等その運営に当たって直面する様々な課題を克服するため、行政サービス等に係る制度や業務の在り方を見直し、新たな行政サービスの提供、質や利便性の向上、行政運営の効率化等を実現するための手段となるものである。

政府において、電子行政推進の本来の意義の認識を徹底し、行政サービス等の利用者の視点に立った取組を進めていく必要がある。

また、セキュリティ対策に関しても、利便性と安全性の両者を見据えて対策を講じる。

（2）費用対効果の視点

行政の電子化は、予算や人員等の資源が極めて限られる中、最大限、効果的・効率的な行政運営を図り、最大の成果を実現するための手段である。

¹ 情報セキュリティの観点からは、各府省において各府省最高情報セキュリティ責任者（CISO）や最高情報セキュリティアドバイザーの設置等の体制が整備されつつある。

電子行政サービス等の検討に当たっては、利用者の利便性の向上等も考慮しつつ、費用対効果の観点からその必要性や内容を十分精査するとともに、効果の最大化を図る。その前提として、目指すべき効果を明確化するとともに、事前・事後の把握を行う。

また、個別の投資等のみではなく、官民含めた社会の全体最適の確保の観点にも留意する。

(3) 制度及び業務プロセスの見直し

業務の電子化を検討するに当たっては、業務プロセスの改革を前提とする必要がある。その際、非電子的処理を前提とした制度や業務プロセスを残したまま電子化するのではなく、電子化を前提とした制度や業務全体の抜本的改革を行いつつ、個々の業務の電子化を行う必要がある。

また、バックオフィス部分では電子的な処理を徹底するとともに、フロントオフィス部分では、利用者のニーズに合わせて人的対応を含む多様な手段を用意することに留意する。

なお、国民・企業等の負担の軽減、行政事務の効率化等を図るためには、行政機関間や行政・民間間等での情報連携を図ることが極めて重要である。

(4) 運用継続

行政の業務、サービス等について、災害・事故・感染症等の非常時も含め、安定的、継続的に提供されるよう、必要となる行政情報システムの運用継続の観点に留意する。

(5) 国と地方の協力

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現のため、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、行政サービスの提供主体として、国の電子政府の取組と地方公共団体の電子自治体の取組の間で十分な連携を図るため、国と地方公共団体が協議し、電子行政を一体的に推進できる体制を整備する。

(6) 民間との連携

同様の観点等から、適切な情報セキュリティの確保等利用に当たっての課題を整理し、それらの点に十分留意しつつ、提供するサービスの内容等に応じて、クラウドサービス等民間企業等によって提供されている情報通信サービスの活用・連携を図る。

また、行政情報を2次利用可能な形式で公開・提供し、民間と連携した国民へのサービスを提供する。

重要インフラの一つとして関係機関等との連携を図るとともに、特に、震災等の危機対応に際しては、迅速かつ臨機応変な対応が可能となるよう、地方公共団体及び民間との連携を図る。

(7) PDCAの徹底

電子行政に関する戦略に基づく取組やIT投資について、着実に推進し、その成果を最大化するため、事前の目標設定と進捗状況の把握、事後の評価等を行うとともに、改善すべき点は適切に反映し、PDCAサイクルを確実に回す。

第3 目指すべき電子行政の姿

1. 実現すべき成果

電子行政を推進し、情報通信技術を活用した行政サービスの提供、業務の見直し等を行うことにより、以下の成果を実現する。

なお、施策の実施に当たっては、効率的な予算執行を図るためにも、費用対効果や実現可能性等の検証を徹底する必要がある。

(1) 行政サービスの利便性の向上

情報通信技術を活用した電子行政サービスの提供によって、国民・企業等に対する行政サービスの質や利便性の飛躍的な向上を実現する。

高齢社会化、社会環境の多様化・複雑化等が進展する中、情報通信技術の活用によるサービスの受け手それぞれの事情に対応したきめ細かい行政サービスの提供、利用可能なサービス等に関する行政側からのプッシュ型の情報提供、行政手続のオンラインによる申請の実現等による行政とのアクセス手法の多様化、官民協働による効果的な公共サービス提供等により、平時のみならず災害時等も含めて、公平かつ確実に必要な行政サービスを提供し、国民等の権利の実現・利益の保護を図るとともに、国民の利便性向上・負担軽減等を図る。

(2) 行政運営の効率化等

電子化を前提とした行政運営への抜本的改革を進めることにより、行政運営の効率化、迅速化や正確性の向上等を実現する。

IT投資等を行うに当たっては、単に業務の電子化による効率化を図るのみでなく、制度の在り方を含めた業務プロセス改革を一体として行う。また、政府情報システムの統合・集約化や業務、データ・フォーマットの標準化を始めとした取組を行うとともに、必要に応じてクラウドコンピューティング等の新たな技術等も取り入れつつ、IT投資の最適化、費用対効果の最大化を実現し、

行政事務コストの縮減、行政運営の効率化を図る。

(3) 行政運営の透明性の向上等

情報通信技術を活用した行政情報の公開・提供、国民の政策形成過程への参加の促進等により、行政運営の透明性の向上、国民等の行政運営に対する信頼の醸成、安全・安心の確保、政策・施策の改善・向上等を実現する。

2. 目指すべき水準

我が国の高水準の情報通信インフラや情報通信分野の技術力を活かしつつ、国民ID制度の導入をはじめ、行政事務を遂行するに当たって情報通信技術の持つ能力や機能を最大限活用し得る環境を整備すること等により、国民、企業等に対する行政サービスの利便性の向上、行政の効率的な運営等に関するブレークスルーを実現する。

我が国に先行して成果を上げつつある諸外国の電子行政に関する取組を踏まえつつ、世界においてトップグループに位置付けられる水準の電子行政国家の実現を目指す。

第4 重要施策の推進

1. 政府におけるITガバナンスの確立・強化

(1) IT投資管理の確立・強化

IT投資によって得られる効果を最適化するためには、IT投資管理の確立・強化が必要となる。

そのためには、①成果目標の明確化、投資額の妥当性、リスク分析等の事前評価、②リスクマネジメントの強化、第三者によるレビュー制度の導入等の実行段階の管理、③事後評価などが必要である。また、政府のIT投資の全体最適化や政府情報システムの効率的な整備を行うためには、政府情報システム全体のグランドデザインや、各種標準化・共通化のルール、各種ガイドライン等の整備も必要である。これら、IT投資管理を適切に行うための具体策を早急に検討し、順次導入する。

同時に、①IT投資の責任主体としての業務部門による投資の成果に対するコミットメント、②政府CIO、各府省CIOによる投資の承認、③IT部門によるIT導入の側面からの支援と導入管理等により、IT投資に関する責任の所在や承認プロセスの明確化を図る。また、その前提として、これまでに策定された各業務・システム最適化計画の達成状況を調査し、未達成部分がある場合は、その要因と対策を明確にするとともに、更なる効率化に向けた取組を行う。

また、災害時を含め、投資対効果の最大化や迅速な投資を実現するために、調達の在り方にも十分留意することが重要である。

各府省の情報システムの統合・集約基盤として整備予定の政府共通プラットフォームは、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上等を図るものであり、政府のITガバナンスを支える重要な基盤である。また、バックアップ拠点の整備等を行うことにより、政府共通プラットフォームは、災害時における政府の業務継続性を確保する基盤として活用することも検討していく必要がある。このため、政府においてその積極的な活用を図るため、別紙整備方針に基づき実現に向けた取組を重点的に行う。

(2) 業務プロセス改革

国民の利便性向上や行政事務の効率化等の観点から、具体的な改革目標及び評価指標（KPI）の設定と、これを踏まえた業務プロセス改革に徹底して取り組む。

(3) 人材育成及び確保

IT投資の中期的なビジョンに基づいた計画的な人材育成・確保に加え、民間からの積極的な登用を行う。また、各府省CIO補佐官等の一元管理等、ITリテラシー向上施策の推進等に取り組む。

(4) 情報システムの運用継続

災害・事故・感染症等の非常時や障害発生時における行政の業務、サービス等について、業務継続管理の観点から、重要度・優先度に応じて、必要な情報システムに係るデータのバックアップ、クラウドコンピューティング技術の活用等による拠点の移設、バックアップシステムの構築等の対策を講じるとともに、運用継続のための計画の策定²等を実施し、訓練等を通じた維持・改善を含めて、適切な運用体制を整備する。

2. 国民ID制度、企業コード等

(1) 社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度

前述のとおり、高齢社会化等が進む中、国民一人一人の事情に対応したきめ細かい行政サービスを提供していくことが政府の重要な責務となっている。社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、

² 平成23年3月、内閣官房において、「中央省庁における情報システム運用継続ガイドライン」が策定されている。

官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度を実現し、自己に関する情報の活用については、政府及び地方公共団体において、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備することは、我が国の電子行政において極めて重要な政策課題である。

国民ID制度を実現するためには、個人情報保護を確保し、府省・地方公共団体間等のデータ連携を可能とする情報連携基盤を整備することが必要となる。情報連携基盤は、現在社会保障・税一体改革の中で導入が検討されている社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）と共通する事項であり、両制度において一体的に検討を進めていく必要がある。³

情報連携基盤においては、個人を一意に識別するための符号⁴を用いて各機関の情報の紐付けを行うことが必要であるが、当該符号の在り方としては、個人情報保護やセキュリティ確保の重要性等を踏まえれば、番号制度における「番号」⁵とは別の識別子とし、また、一意性、悉皆性の観点から、住民票コードに対応した新しいコードを符号とする方向で検討を進めることが望ましい。

なお、個人情報保護・セキュリティは、法制度やシステム、それらの運用方法を含む番号制度及び国民ID制度全体で確保されるべきものであり、また、システムコスト、国民の負担等も含む社会的コスト及び利便性との適切なバランスを図っていく必要がある。

平時における行政サービスの提供のみならず、災害時における被災者支援や復興等の観点からも、番号制度及び国民ID制度により実現を目指している情報連携が大きな役割を果たす可能性を有しており、速やかな制度の整備に向けて取組を進める。

今後の検討については、社会保障・税番号大綱において「平成27年（2015年）1月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能

³ 社会保障・税番号大綱（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、「情報連携」とは「複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組み」とされている。また、「情報連携の仕組みや個人情報保護の仕組みなど国民ID制度と共通する事項については連携して効率的に進め、二重投資を回避する必要がある」とされている。

⁴ これまでの国民ID制度の検討において「国民IDコード」として記述していたものと同じもの。

⁵ 社会保障・税番号大綱においては、「①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（悉皆性）、②全員が唯一無二の番号を持っていること（唯一無二性）、③「民一官一」の関係で利用可能なこと、④目で見て確認できる番号であること、⑤最新の基本4情報が関連付けられていること」の5つの特性を併せ持つ番号」とされている。

な範囲で利用を開始する」というスケジュールが示されており、それに向けて、番号制度及び国民ID制度において共通する事項である上記の情報連携基盤のほか、個人情報保護の仕組み（第三者機関の設立等）、本人確認、マイ・ポータル（仮称）⁶等について、利用場面の拡大を見据えた拡張性について十分に配慮しつつ、検討を加速することが必要である。

（２）企業コード

行政の電子化によって企業の利便性の向上や行政の業務効率の向上を図るためには、企業コードの整備及びその活用が重要である。それに当たっては、ニーズの把握、費用対効果の検証を前提として、例えば、番号制度により付番される法人番号と他の行政分野や民間分野で使用されている法人の識別番号との紐付け・置換の推進、行政機関間での企業情報の相互参照による行政手続における公的添付書類の削減、民間の電子商取引等においても信頼性が保たれた企業のアイデンティティを表す属性情報の参照の充実、用途・利用者・利用場所等を考慮した企業認証の整備等の方向性が考えられる。

（３）文字情報基盤の活用

行政情報の適正な管理や行政機関間の効率的な情報連携を実現するため、行政機関が利用できるフォントや文字情報等の文字情報基盤を活用し、文字コードやいわゆる外字等に係る問題の解決を図っていくこととし、氏名等の正確性と社会全体での利便性・効率性を考慮した仕組みを検討していく。

3. 行政サービスのオンライン利用

行政サービスのオンライン利用については、これまで実質的にすべての行政手続について利用可能にするとともに、目標を掲げて利用率の向上に重点的に取り組んできたところであるが、オンライン利用に係る費用対効果の検証や、利用者の利便性の向上・行政運営の効率化の観点からの取組が必ずしも十分ではなかったと考えられる。

このような反省の上に立ち、費用対効果等を踏まえてオンライン利用可能な手続の範囲を見直すとともに、利用者の利便性の向上や行政運営の一層の効率化を図るため、手続のみならず、当該手続を含む制度全体を視野に入れ、電子化を前提とした業務プロセス改革を推進する。

⁶ 社会保障・税番号大綱においては、「情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができる」ものとされている。

このため、これらの措置を盛り込んだ新たなオンライン利用に関する計画を策定する。

4. 行政サービスへのアクセス向上

(1) 行政サービスへのアクセシビリティ向上とフロントオフィス改革の重要性

行政サービスへのアクセスについては、日常的にアクセスする機会の多いコンビニエンスストアや郵便局等において、休日や夜間でも簡便に証明書交付等の行政サービスを利用したいというニーズが高い。そのような住民ニーズを踏まえて、民間企業等とも連携し、行政窓口のアクセス拠点を拡大するなど行政サービスの一層の利便性の向上、アクセシビリティの向上を図ることが重要である。

また、行政内部の業務効率化、行政事務の電子化による行政サービスの質的向上等も実現すべき重要な取組である。

今後、電子行政を推進していくに当たっては、バックオフィス連携の推進による添付書類の削減の徹底等バックオフィス改革と一体的に、行政キオスク端末等を有効に活用することにより、住民と行政が直接接するフロントオフィス（行政窓口）の改革を進めていくことが重要である⁷。

(2) フロントオフィス改革の方向性

添付書類の削減を徹底していくプロセスにおいても、社会生活や経済活動において本人や居住関係、戸籍等を公に証明する証明書発行サービスは、地方公共団体の重要な行政事務として引き続き提供されるものと考えられる。

フロントオフィス改革の方向性としては、当面は各種証明書の交付等の利用頻度の高い行政サービスについて行政キオスク端末等を有効に活用して便利で効率的に提供することを目指し、「社会保障・税に関わる番号制度」及び国民ID制度の導入後は、証明書の交付サービスと併せて、マイ・ポータル等へアクセスするチャネルのひとつとして行政キオスク端末等を活用することが考えられる。

⁷ 「新たな情報通信技術戦略」（抜粋）

2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。この一環として、2013年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とする。（行政サービスのアクセス向上に関する目標（抜粋））

（３）行政キオスク端末のサービス拡大等に関する施策の推進

今後、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 I T 戦略本部決定）に掲げられた行政サービスのアクセス向上に関する目標の達成に向けて、「行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ」にのっとり、行政キオスク端末のサービス拡大のための施策を積極的に展開していくことが重要である⁸。

併せて、行政サービスへのアクセス手段の多様化や適切なセキュリティを確保した上での自宅等における証明書取得の可否等を含めオンラインサービスの利用拡大に関する方策についても、検討を進めていく。

5. オープンガバメント

（１）基本的考え方

これまで政府は、国民の利便性及び行政運営の透明性の向上を図る観点から、国民が行政情報を容易に利用することができるようにするとともに、行政として必要な説明責任を果たすため、行政機関が保有する情報の積極的な公開・提供に努めてきたところである。今後はこれに加え、行政の質の向上を図る観点から、社会に存在する有益な情報・知見等を政策に活用するため、国民との情報の共有化や政策形成過程の可視化を進め、国民が政策を検証又は提案し、政策形成過程に参加できるようにすることが求められている。

また、今般の東日本大震災の経験を踏まえると、特に緊急時には、利用可能な情報通信インフラやリソースが制限された環境下において、必要な人に必要な情報を迅速かつ確実に届けられるようにすることが求められている。このための取組は、必ずしも電子的手段に限定されるものではないが、不特定多数の者が容易かつ同時に情報のやりとりができるという情報通信技術の特性を最大限に活用する必要がある。

オープンガバメントの在り方及び具体的な進め方については、引き続き検討することとするが、平時から緊急時にも有効な方策を視野に入れて、利用者の具体的なニーズや費用対効果を踏まえつつ、実現可能なものから順次取り組んでいくこととする。

（２）行政情報の公開・提供

行政機関が保有する情報については、各府省のホームページや電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて電子的に提供されているが、国民に十分認知されていない、提供される情報が十分ではない、情報が提供されるまでに時間がかか

⁸ 韓国、シンガポールなどの電子行政の先進国においても、行政キオスク端末をフロントオフィス改革の重要なツールとして活用している事例がある。

る、提供される情報が分かりにくい、必要とする情報が探しにくいといった課題が指摘されている。国民が必要とする行政情報を容易に利用できるようにする観点から、利用者の属性、利用環境、利用目的等も考慮しつつ、提供する情報の拡充、迅速な情報提供、情報の分かりやすさや探しやすさの向上を図るとともに、統計情報、測定情報、防災情報等について2次利用が可能な標準的な形式での情報提供を推進する必要がある。併せて、特に緊急時においては、限られたリソースの中で確実に情報を提供する観点から、携帯端末向け情報提供、ネットワークへの負荷が少ない形式での情報提供を進めるとともに、アクセスの集中により情報提供が不可能となる事態を回避するための方策を検討する必要がある。また、迅速な情報提供の観点からは、今回の震災に際しての有効性や留意点を検証しつつ、情報伝達を容易にするソーシャルメディアの効果的な活用方策について検討する必要がある。

また、国民による政策の検証や政策形成過程への参加を可能とする観点からも、政策に係る各種情報の提供を推進する必要がある。

これらを実現する取組の一環として、各府省ホームページにおける情報提供の在り方の見直しや電子政府の総合窓口(e-Gov)の抜本的な改善を図る。また、徹底した業務改革を行った上で文書管理の電子化(ペーパーレス化)を行い、原則として電子決裁機能を使用するなど文書管理システムの利用を推進する。

(3) 国民の意見の収集と政策形成過程への参加

国民が政策を提案し、政策形成過程に参加するためには、そのための手段が用意されていなければならない。現在、国民の意見・要望・提案等を募集し、政策形成に活用するための各般の取組が行われているが、国民に十分認知されていない、意見等が十分に活用されていないといった課題が指摘されている。国民の意見を積極的に収集するとともに、国民が政策形成過程へ参加するための手段として情報通信技術を有効に活用する方策について検討する。

(4) 推進体制

今後整備される政府CIO体制の下、オープンガバメント関連施策を府省横断的に強力に推進する。

第5 新たな電子行政の推進体制(政府CIO制度)

1. 政府CIO制度の必要性

これまでの我が国の電子行政推進体制は、明確かつ迅速な決定と責任の下、取組を進めていく統率力・調整力・実行力が十分とは言えず、電子行政の取組が必ずしも十分な成果を挙げてこなかったひとつの要因となっていると考えら

れる。

従来の反省の上に立ち、本基本方針に基づいて電子行政の取組を迅速かつ強力に推進していくため、政府の電子行政推進に係る実質的な権能を有する司令塔として、政府C I O制度を導入する。

2. 政府C I O制度の役割等

電子行政推進に係る司令塔としての政府C I O制度の役割等は、その法的な位置付けも含めて、以下の方向で検討する。

(1) 電子行政に関する戦略等

① 電子行政に関する戦略の策定等

利用者視点に立った電子行政を実現するための電子行政に関する戦略の企画・立案・推進（進捗管理を含む）・評価。

② 各府省の取組の評価等

電子行政に関する戦略等に基づく各府省の取組の状況把握・進捗管理・評価。

③ 府省横断的に取り組むべき施策の推進

国民ID制度、オープンガバメント（行政情報の管理・公開・提供、国民の政策形成過程への参加）、業務やデータ・フォーマットの標準化、情報の戦略的活用等府省横断的に取り組むべき施策の推進

(2) 政府の情報化推進施策等の管理

① 政府全体のIT投資の管理

政府全体におけるIT投資の全体最適を実現するため、府省内のIT投資を統括する各府省のC I O、PMO等と連携し、政府全体のIT投資を管理、総合調整。

- 政府全体のIT投資の状況把握、事前・事後の投資対効果等の評価
- 各府省のIT投資に関する予算要求に当たっての方針の策定
- 各府省のIT投資に関する予算要求・調達に当たっての審査・承認等（IT投資に関する府省間の調整（集約化等）を含む。）
- 各府省のIT投資情報（計画・進捗状況・成果等）の公開

② 制度・業務プロセス改革の推進

行政刷新会議等と連携し、IT投資に伴う制度・業務プロセス改革、業務の集約化、アウトソーシング等の推進。

③ 情報システムに関するルール等の整備等

各府省の情報システムについて、グランドデザインの策定、相互運用性・セキュリティ・技術標準等に関するポリシーやルールの整備、各府省に対す

る勧告・措置要求等。

④ 府省横断的なプロジェクトの推進

府省共通の基盤システム（政府共通プラットフォーム等）の整備・活用のほか、必要に応じて自ら府省共通システムの整備・運用を行うなど府省横断的なプロジェクトを推進。

⑤ 技術情報等の収集、共有

国内外の技術動向やITガバナンス等に関する情報の収集・蓄積、政府全体における共有。

（３）国・地方公共団体の連携

① 協議会における協議

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体と経常的な協議会において協議。

② 国の関与があるIT投資に係る連絡・調整

国の関与がある地方公共団体のIT投資について、各府省に対する勧告・措置要求等、各府省と地方公共団体との間の連絡・調整。

（４）国・民間の連携

民間サービスの活用の可能性、技術動向、研究開発、情報セキュリティ等に関する各研究機関、民間企業等との情報交換等。

（５）情報通信技術人材の確保・育成

政府における活用を見据えた情報通信技術人材の確保・育成（各府省CIO補佐官等の一元管理等、府省の枠を超えた人材の流動性確保等）。

（６）広報等

電子行政に関する戦略や取組、IT投資等について、国民や関係機関等に対し、その意義や必要性等を説明。また、国民等の電子行政に関するニーズ等について、マーケティング手法等を参考としつつ、調査・分析を行い、それに基づく具体的取組を実施。

（７）諸外国との連携

諸外国の電子行政に関する責任者・機関との相互協力、情報交換等。

3. 政府CIO体制の整備

以上のような役割等を担うため、政府CIO制度の基本設計は以下の方向で

検討する。

(1) 政府C I Oの体制

十分な権限と責任の下、電子行政推進の統率力・調整力を確保する観点から、閣僚級やそれに準ずる者等を政府C I Oとする。その際、政府C I O制度として、I T投資やそれに伴う業務プロセス改革等に関する実務的な総合調整機能、施策の継続性の確保を図る。

併せて、実効性を担保するため、政府C I Oの活動を支える直属のスタッフから構成される政府C I O室を整備する方向で検討する。業務プロセス改革、情報システム、行政実務、行政学、経営学等の専門的知識を有する者などを中心に、官民から幅広く登用することを検討する。

政府C I Oが有することが期待される能力・技能は、経営的観点、業務プロセス改革に関する知見、情報通信技術・情報システムに関する知見、行政の仕組み・運営に関する理解等が考えられるが、政府C I O制度全体としてバランス良く確保する。

その他、電子行政の評価等の体制の在り方についても、併せて検討を行う。

政府C I O制度が属する組織は、府省横断的な統率力・調整力を確保する観点から、内閣官房、内閣府等とする方向で検討する。

(2) 各府省との関係

基本的に各府省のC I O、PMO等において、府省内のI T投資を統括する体制を維持するが、各府省C I O、PMO等の在り方を見直すとともに、政府C I O制度において、技術的知見やノウハウの提供、各府省のC I O補佐官等の一元管理等を行うことにより、各府省におけるガバナンスの強化の支援を行う。

また、各府省との連絡会議等を設けて、各府省との連携を確保する。その際、政府C I O等がイニシアチブを発揮できる体制を検討する。

(3) 地方公共団体との関係

利用者視点に立った電子行政サービスの効率的な実現を図るため、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国と地方公共団体で十分な連携・協力を確保する観点から、政府C I O等や各府省C I O等が、地方公共団体（都道府県及び市区町村）と、電子行政施策、情報システム投資や運用継続等について、経常的に連絡を行う場を設け、国と地方が協議し、一体的に推進できる体制を整備する方向で検討する。

特に国の関与がある地方公共団体のシステムについては、各府省に対し必要な勧告・措置要求等を行うとともに、各府省と地方公共団体との間の連絡・

調整機能を担う。

4. 導入プロセス

電子行政を推進し、震災復興等にも貢献しつつ、成果を実現していくためには、政府C I O制度の創設に向けた取組を着実に進めていく必要があり、本基本方針を踏まえ、内閣官房において、速やかに政府C I O制度の詳細設計、法制化に向けた検討に着手するとともに、併せて、政府のITガバナンスの確保等の政府C I O制度において実現を図るべき機能のうち、可能なものについて順次先行して取組を開始する。

そのため、本年度速やかに、有識者による会議を設けるとともに、内閣官房に、政府C I O制度の導入に向けた準備のための体制を整備することとする。

第6 基本方針のフォローアップ

「新たな情報通信技術戦略」に基づく施策については、企画委員会が中心となって進捗状況をフォローし、取組内容や工程表の修正を行うこととされており、その中で必要に応じて本基本方針の見直しを行う。

また、電子行政に関する調査を行うタスクフォース等においても、本基本方針に基づく取組について、随時進捗状況のフォローを行うこととする。

政府共通プラットフォームの整備方針

政府共通プラットフォームの整備に当たっては、確実な成果を上げながら、戦略的かつ着実に取組を進める観点から、以下のような事項に留意しつつ取組を進めていくこととし、具体的には、同プラットフォームの主要機能、統合・集約化対象システム、効果、整備スケジュール等を内容とした「政府共通プラットフォーム整備計画」を速やかに策定することとする。

1 対象システムの考え方

政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府のITガバナンスを確立・強化する観点から、原則として、すべての政府情報システムを対象に統合・集約化を図ることとする。

なお、特定の技術・動作環境に依存したり、特段の高度な情報セキュリティ対策が求められるなど当面統合・集約化に馴染まないと考えられるものについても、将来的な統合・集約化に向け、段階的に標準化・共通化を図るなど必要な検討を継続的に行うこととする。

2 情報資産の棚卸し、不要な情報システムの廃止

統合・集約に当たっては、その前提として、各府省において、現に保有する情報資産をすべて洗い出し、棚卸しするとともに、利用状況等システム整備による効果を十分検証の上、費用対効果の観点から維持・整備の必要性が乏しいシステムについては廃止することとする。

3 標準化・共通化

政府のITガバナンスの確立・強化に資する共通基盤システムとして整備する観点から、業務・システムの標準化・共通化を図りながら、統合・集約を進めていくこととする。

その際、システム全体としての相互運用性（インターオペラビリティ）確保の観点や、調達の競争性確保の観点から、極力、マルチベンダ対応可能な標準的な仕様を採用することとする。

4 業務継続性の確保

政府情報システムの統合・集約化の基盤システムとして、システム停止の影響がより広範囲に及ぶこととなる政府共通プラットフォームの重要性にかんがみ、自然災害等によるシステム停止の影響を極小化するため、コストの抑制を最大限図りつつ、複数拠点における運用を含めた適切なバックアップ対策を実施することとする。

5 整備の進め方

確実な成果を上げつつ着実に取組を進める観点から、各システムの更改時期等を勘案の上、可能なものから順次統合・集約対象システムを拡大するなど、段階的に整備を進めることとする。